

入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮崎県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、県民会議の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第2条 県民会議の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、入会申込書（別記様式第1号から第3号）の提出を求めることとする。

2 正会員としての入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 名誉会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、県民会議の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届（別記様式第4号）の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期並びに免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費に関する規程による。

(退会手続き)

第5条 会員は、退会届（別記様式第5号）を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由で会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。